

# 社会福祉法人栃木県共同募金会真岡市支会顕彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、共同募金運動の推進に関して功績顕著な個人および優秀な成績をあげて他の模範となる団体、地区等を顕彰し、その労苦に報いるとともに、本運動の発展に資することを目的とする。

## (表彰)

第2条 この規程による表彰は、つぎの対象及び基準により行う。

### 個人の部

- (1) 共同募金奉仕者として4年以上勤続し功績顕著な者
- (2) 前各号の以外の個人で特に功績顕著な者

### 地区・団体の部

- (1) 学校、職場、婦人会および青少年団体等で自発的協力が4年以上継続されて募金成績が優秀な団体
- (2) 支会の区域内において4年以上連続して募金活動が特に優秀な地区

## (表彰の方法)

第3条 表彰は、支会長より表彰状および記念品を贈呈してこれを行うものとする。

2 功績特に顕著な個人および団体等については、県共同募金会長に表彰を申請するものとする。

## (感謝状の贈呈)

第4条 第2条に掲げる基準に達しないもの、および篤志寄付者に対し

て感謝の意を表するため適当と認めるときは、支会長より感謝状を贈呈するものとする。

(表彰の選考)

第5条 過去5年以内に栃木県共同募金会顕彰規程による表彰を受けた者については、表彰より除くものとする。

ただし、特別の事由ある場合はこの限りではない。

附 則

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、支会長が別に定める。

2 この規程は平成元年10月11日から施行する。